平成２３年（フ）第２５６号
北九州市門司区恒見町18番28号
債務者　大浦まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４２号
大分市明野北２丁目７番１Ａ４―23号
債務者　加藤　文美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８９５号
鹿児島県いちき串木野市愛木町120番地１
債務者　北山　政憲
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目22番６号　タウンコート荒田401号
債務者　山口美千世
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目16番８号
債務者　日高　正子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６号
北海道日高郡新ひだか町東静内15番地の14
債務者　林　　健二
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町東静内15番地の14
債務者　林　千恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
北海道沙流郡日高町字美原21番地23
債務者　森永　悦子（旧姓冨島）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
北海道小樽市稲穂５丁目18番９号　斉藤方、前住所北海道古平郡古平町大字浜町451番地１
債務者　谷内　絵美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６４号
北海道小樽市朝里川温泉１丁目306番地サーム朝里が丘318号室
債務者　田村　敏和
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６５号
北海道小樽市朝里川温泉１丁目306番地サーム朝里が丘318号室
債務者　田村ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６６号
北海道小樽市望洋台１丁目14番３号、前住所札幌市厚別区厚別中央４条５丁目１―35
債務者　奥山　りさ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６７号
北海道小樽市真栄１丁目18番11号　ビクトリーハイツはせ川Ⅱ103号室、前住所北海道小樽市長橋３丁目４番13号
債務者　北代さやか（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６９号
北海道小樽市奥沢４丁目20番２号　みゆきハイツ201
債務者　高橋多重子（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３６号
群馬県桐生市川内町５丁目112番地の８　グリーンハイツ102号
債務者　佐下橋勝利
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３７号
群馬県桐生市川内町５丁目112番地の８　グリーンハイツ102号
債務者　佐下橋昌代
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３８号
群馬県桐生市川内町５丁目112番地の８　グリーンハイツ102号
債務者　佐下橋公久
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部